

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 4 月 11 日

(あて先) 秋田県知事

提出者

住 所 秋田県由利本荘市矢島町城内字沖小田429

氏 名 矢島小林工業株式会社

代表取締役 今 野 智 彦

電話番号 0 1 8 4 - 5 6 - 2 6 3 7

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の2第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	矢島小林工業株式会社 本社工場
事業場の所在地	秋田県由利本荘市矢島町城内字沖小田429
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電子部品・デバイス製造業
②事業の規模	本社工場単体での売上高(年) ≙ 280 百万円
③従業員数	80人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者(弊社)から収集運搬業者へ引き渡し処理委託からの際収処理 【処理工程】 ① 収集運搬業社→(有)クリーンニイガタにて回収 廃アルカリ(鉛系汚水) ② 中間処理業者→(株)ヤマダにて活性汚泥処理 ③ 最終処分業者→(株)北陸ジオテックにて再生土としてリサイクル



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
経営者			
環境管理責任者			
↓ ↓ ↓ ↓ ↓			
本社工場 川辺工場 愛宕山工場 薬師堂工場 石脇工場			
※各工場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を選任			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(令和元年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの) 鉛系汚水	
	排出量	151.91t	t
	(これまでに実施した取組) ① 既存の排水処理での処理テストを及び専門業者からの見解を参考にし処理テストを実施しているが、思うような結果が得られなかった。 ② 鉛系製品群の成分の変更により、処理条件が度々変わってしまう。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの) 鉛系汚水	
	排出量	45.00t	t
	(今後実施する予定の取組) ①ISO14001に伴った環境管理活動を継続して行きます。 尚、鉛系排水の外部流出防止には、徹底した管理を努めて行きます。 ②既存の排水処理装置で、鉛系汚水の処理が可能かテストを実施し、多少でも自社処理し、鉛系汚水の排出削減に努めたい。 ③ 新規排水処理施設導入に関して検討中		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
-----	-----------------------------------

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度(令和 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度(令和 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	<b>【前年度(令和 年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	<b>【前年度(令和元年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの) 鉛系汚水	
	全処理委託量	151.91t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	151.91t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		(これまでに実施した取組)
--	--	---------------

(第5面)

④ 計画	<b>【目標】※令和2年度実績</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの) 鉛系汚水	
	全処理委託量	45.00t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	45.00t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>① ISO14001に伴った環境管理活動を継続して行きます。 尚、鉛系排水の外部流出防止には、徹底した管理を努めて行きます。</p> <p>② 既存の排水処理装置で、鉛系汚水の処理を行い、鉛成分濃度を下げ、特管産廃での排出ではなく、産廃での排出を実施します。</p> <p>③ 新規排水処理施設の導入の検討</p> <p>④ 今後、鉛系の製品加工を継続していくかも検討に入っている。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。